



原 第 5 2 号
平成 30 年 7 月 5 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水 希 茂 様

松江市長 松浦 正敬

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所 3 号機の
新規制基準への適合性申請について（回答）

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第 6 条の規定に基づき平成 30 年 5 月 22 日付け島原本広第 122 号で申し入れのあったことについては、新規制基準への適合性について審査を受けることを了承します。

なお、協定第 6 条の規定に基づく計画等に対する事前了解については、国の審査結果等を踏まえ、改めて最終判断しますので了知願います。

また、国の審査を受けるにあたっては、別添の要請事項を踏まえ適切に対応するとともに、島根原子力発電所の安全性の向上等に対して、不断の取り組みを行っていただくよう申し添えます。

要請事項

1. 原子力規制委員会に対し別紙のとおり要請するので、適確に対応すること。
2. 審査の途中に新たな知見が認められた場合には、適宜、申請内容に反映させること。
3. 原子力規制委員会の適合性確認審査の状況や、審査中に発生した変更点等については、適宜、市及び市民に丁寧な情報提供を行うこと。
4. 地域住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所の安全性向上のため、協力会社の職員を含め組織全体の安全文化醸成に不斷に取り組むとともに、その情報を適切に公表すること。
5. 島根原子力発電所の重大事故対策については、福島第一原発事故対応の教訓を踏まえ、P A Z をはじめとする周辺住民のリスクを最大限低減させる対策とするとともに、様々な状況を想定した実動訓練を重ねながら、要員の対応能力の向上に努めること。
6. 市が策定する避難計画等の原子力防災対策の実効性向上のため、防災要員の派遣や防災資機材の提供など全社を挙げて対応すること。
7. 原子力部門や研究施設等の本社機能移転について、島根原子力発電所の安全性の向上や市民への理解促進のため、長期的且つ多角的な視点を持ち、実現に向けて努力すること。

原子力規制委員会に対する要請事項

1. 島根原子力発電所3号機の適合性確認審査にあたっては、市民の安全確保の観点から、最新の知見を踏まえ、厳格な審査を行っていただきたい。
2. 審査結果については、市及び市民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。
3. フィルタ付ベント等の重大事故等の対策については、P A Zをはじめとする周辺住民の被ばくを最小限とし、可能な限り住民避難に至ることが無いよう、適切な設備、運用手順となっていることを確認していただきたい。
4. 安全対策については、設備面だけでなく、組織体制、人員、手順、教育、訓練及び安全文化醸成活動など、原子力発電所の運営を適切に実施できる体制および能力を有していることを含め、厳格な審査及び状況確認を行っていただきたい。
5. 汚染水対策を含む福島第一原発事故の事故分析の進捗による知見や、国内外から得られた安全性の向上に関する新たな知見については、速やかに規制基準に反映し、中国電力（株）に対して適切な指導を行っていただきたい。
6. 原子力災害対策指針に定める事故や原子力災害の状況に応じて段階的に避難等を行う考え方を避難元、避難先の住民に理解してもらうため、放射線のリスクに関する科学的な知識を含め普及啓発に努めていただきたい。